

○林委員長 それでは、日程1の陳情審査に入ります。初めに、新たに当委員会に送付された陳情送付7-14、千代田区における住宅要配慮者に対する支援についてです。陳情書の朗読（「7-4です」と呼ぶ者あり）7-4。ごめんなさい。言い直します。送付7-4、千代田区における住宅要配慮者に対する支援についてです。陳情書の朗読は省略してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、本陳情につきまして、執行機関から情報提供がありましたら、やってください。

○山内住宅課長 本陳情に関する情報提供といたしまして、本区における障害者等の住宅確保要配慮者の方に対する支援についてご説明のほうを差し上げます。資料につきましては、環境まちづくり部資料1となります。

本区においても、住宅確保要配慮者の方に対する居住支援につきましては大切なことと認識してございます。住宅課におきましても、区営住宅、区民住宅への入居相談、また、その他お住まいに関する相談や問合せ等にも対応しており、所管課や関係機関と連携を行っているところでございます。

まず、資料の一番最初のところになりますが、区営住宅に関する居住支援ということで二つほど書かせていただいております。一つは抽選倍率の優遇でございます。こちらにつきましては、一般の方に比べ3倍になるよう優遇してございます。また、障害のある方につきましては、優先入居住戸というものを10戸確保してございます。この住戸につきましては、優先に入居した住宅に空きが生じた場合に改めて公募し、申込みの受付を行っているものでございます。

次に、区民住宅でございますが、区民住宅も区営住宅と同様に抽選確率の優遇を行ってございます。こちらにつきましても、一般に比べ3倍になるよう優遇をしてございます。

その他といたしまして、居住安定支援家賃助成を実施して、住宅確保要配慮者の住宅確保のための家賃助成制度として運用を行ってございます。この助成制度では、区内に居住する住宅確保要配慮者の方で、やむを得ない事情により区内での居住が困難となった世帯に対し、家賃の助成をはじめ、転居一時金、契約更新助成、火災保険料の助成を行っているものでございます。

また、高齢者の住み替え相談ということで、そういった相談を、居住支援協議会を設置してございますので、そちらのほうで行っているところでございます。

次に資料の2ページ目となります。参考といたしまして、国のセーフティネット住宅制度に関するご説明を記載させていただいております。セーフティネット住宅につきましては、一般の民間賃貸住宅でございます。ただ、こちらにつきましては、住宅確保要配慮者の方の入居を拒まない住宅ということで、その登録制度となっております。現在、区内には231戸の登録がございまして、

登録については、一般社団法人のすまいづくりまちづくりセンター連合会で運営しております情報検索システムで、どなたでもご確認いただくことができるようになっており、そちらでご確認を頂いた上で、掲載している問合せ先に直接、対象住宅に関するお問い合わせを頂くものでございます。登録につきましては、大家の方が直接登録をするという形になりますが、こちらについての登録の申出につきましては、千代田区内の場合につきま

しては、公益財団法人東京都防災まちづくりセンターへ登録の申請を行うということになってございます。

また、下のほうになりますけども、国のほうでは今年の秋に改正セーフティネット法が施行される予定となっております。その項目として、そちらに3点ほど書かせていただいておりますが、大家が賃貸住宅を提供しやすくする環境の整備等々を行うということで、内容が挙げられてございます。

簡単でございますが、ご説明は以上です。

○林委員長 はい。それでは質疑に入ります。委員の方。

○桜井委員 ちょっと今のご説明の中のところで聞いておきたいんですけど、私も、別の委員会ですけども、分科会のところで、高齢者の住宅のところをお伺いした中で、ちょっとこの今日ご説明いただいたところも含めて、ちょっと分からないところがありましたんでお伺いします。

まず、抽せん確率の優遇ということで——あれっ、住宅課長。あ、いらした。すみません。以前から一般に比べて3倍になるような優遇ということは、これはもう聞かされてきているんですけども、これは3倍になるよう優遇、具体的にどういう手法でやるんですか。一般の方ももちろんいるわけでしょう。その中で、この3倍になっているというのは、どういう方法なんでしょう。

○山内住宅課長 こちらにつきましては、抽せん、昔からのガラガラッとやるもの、玉を使っております。ですので、皆さん玉が1個ずつなんでございますが、優遇の方に対しては3個玉をご用意して、その番号どれかが出ればという形でやっているものでございます。

○桜井委員 うん。それは分かる。分かるんだけど、そこで抽せんされる方というのは、一般の方は1個しか入っていないわけでしょう。で、優遇の方は三つ入っているわけでしょう。その都度それをじゃあ取ったりなんかするわけ。優遇される方が終われば、また玉は二つ取っちゃうということなの。ちょっと基本的なことなだけでさ、たくさんいらっしゃる中で、どういうふうにされているのかなといつも思っていたものだから、お伺いしているんだけど。

○山内住宅課長 こちらのほうが、まず、ある部屋の抽せんを行いますとなったときに、この番号の方は玉が1個です、この受付の番号の方は玉が3個ですということで、全部決めさせていただいて、それを入れる形になっておりまして、それを抽せんしたら、また次の部屋については、また新たに入れ直してやるというような形になってございます。

○桜井委員 よく分からないな。うーん、よく分からないけど、玉が一つなのか三つなのかというのは前から分かっていたんですけど、その手間って、でも大変ですね、それ。1部屋ずつそれをやるということなんですか、募集をしている部屋に対して。

○山内住宅課長 部屋につきましては、同タイプであれば続けてやるんでございますが、違うタイプの部屋であれば、入れ替えてやるというような形になってございます。

○林委員長 同タイプ。だから、100倍だったら100個玉が入っているんでしょ、ガラガラに。

○山内住宅課長 はい。

○林委員長 うん。その中で、二つ、3倍だから付け加えると、102個を1部屋、こう、やると。

○桜井委員 うん。

○林委員長 で、普通に考えると、同じタイプでも、そのタイプは一つしか申し込めないんだ、この対象者の方でも。だから、違うタイプのだったら、今度は100個のやつ、102個じゃなくて、100個のガラガラをもう一回改めてやるという感じ。

○桜井委員 うん、まあ。

○林委員長 現場に立ち会っていないから何とも、なんですけど。

○桜井委員 分かりました。はい。

それと、その次にご説明を頂いた優先入居住戸のことなんですけど、これは10戸あるということですよ。それで、空きが出たときに応募するんだということなんですけど、この応募というのは、優先住宅に入居できる方というのは、この右側に対象者として書いてあるけども、書いてあるけども、その案内というのはどうなんですか。事前にこの身体障害者手帳1級から4級だとか、こういう対象者の方が申し込んでいるわけ、対象者として。その10戸のうちの1戸が空いたら、募集をかけるわけでしょ、募集。一般の方は申込みができないわけでしょ。そうですよね。この対象者の方というのは、そのときに募集の周知を見て、自分はそうなんだということを申し出て参加するということになるんですか。

○山内住宅課長 今、委員おっしゃられるとおりでございます、ふだんの区営住宅とか区民住宅の募集のご案内はございますが、それが優先入居用の募集の案内をこちらで作成させていただきますので、それを見て、該当される方はお申し込みを頂くというような形になってございます。

○桜井委員 ふーん。はい。いいです。

○林委員長 はい。

春山副委員長。

○春山副委員長 今ご説明いただいたことに加えて、幾つか確認させてください。

今の優先入居住戸は10戸とも、今、対象者の方が入居されているのかということと、この優先入居住戸の移動状況というか、空室が出る、ここ数年で何回ぐらい新しい方が入居できたのかということと、普通の区営住宅に対象者の方が今どのくらい入っているのか。抽せんの優遇された率というか、どのくらいの方が今入られているのかということと、区営住宅、区民住宅とも教えていただけますか。

○山内住宅課長 優先入居の状況でございますが、こちらにつきましては、一番最後に行ったのが平成29年5月となっております。

○林委員長 平成29年。

○山内住宅課長 それ以降、空きが生じてございませんので、10戸、皆様にお入りいただいているという形になってございます。

それと、もう一つ、優遇のほうでよろしいですか、倍率というのは。

○春山副委員長 はい。区営住宅、区民住宅とも、優遇で、ここ数年間で何人入ることができたのか。

○山内住宅課長 すみません。一応数としては3戸ほど、ここ2年間の間にそういった方が当たられて入られたという実績がございます。

○春山副委員長 ありがとうございます。そういった意味では、普通の方よりも多少の入れる優先度が上がっているということかなというふうに理解しました。そういった意味で、

きちんと住宅確保要配慮者に対する支援というのをされているのかなというふうな印象なんですけれども、併せて居住安定支援家賃助成のところの家賃助成の月額5万円までは、これは、何年という限定されたものなんでしょうか。

○山内住宅課長 こちらにつきましては、制度として5年間の限定という形になってございます。

○春山副委員長 ありがとうございます。今この家賃助成を受けられている方って、何名ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○山内住宅課長 すみません、お時間を頂いて。今年度につきましては12件の助成を行っております。

○春山副委員長 12件というのは、1年の方から5年の方までばらばらだと思うんですけども、去年、新規で申込みがあったのは何件ぐらいでしょうか。

○山内住宅課長 新規の方につきましては、新規の方は1件でございます。

○春山副委員長 この12件、ちょっとどういう数字で取られているのか分からないんですけど、ほぼ多くの方が5年丸々家賃助成を受けられるケースが多いんでしょうか。

○山内住宅課長 場合にもよるんですけども、特に高齢者の方とかであると、5年丸々という方が多いのかなというような状況でございます。また、ほかに住戸を5年間の間に見つけられてという方とか、そういった方もいらっしゃいますので、全てが5年間というわけではないというような状況でございます。

○春山副委員長 最後にもう一点確認させてください。このセーフティネット住宅の25平米以上で5万円の家賃助成をすれば、現在、千代田区でもどこか住んでいるところを探していただけるというふうに区のほうでは考えられているということによろしいでしょうか。

○山内住宅課長 セーフティネット住宅につきましては、先ほどご説明さしあげましたように、民間の賃貸住宅ということになってございますので、家賃のほうは非常に高額なものとなっております。ですので、なかなかちょっと厳しい面もあるのかなと思いますが、一部、例えば高齢者住宅であるこもれびがございますが、そういったところも、一部ですけども、セーフティネット住宅に登録しているところもございますので、そういったところであれば入居ができるのかなというふうなところはございます。

○林委員長 ほか。

○小枝委員 すみません。やっぱり帯に短したすきに長しというか、これでは確かにご指摘のとおりのような陳情に見えるんですね。この令和4年度第1回千代田区居住支援協議会の議事録において、月20万円以上の年金収入者の割合は16%と書いてあるんですけども、逆に言うと8割以上の方が、年金暮らしとなれば20万円以下で暮らしをしているという、これは間違いのない事実なんだろうなと。一応確認します。

○窪田福祉総務課長 こちらの陳情にございます令和4年度の第1回の居住支援協議会の議事録で、そういった発言があったということなんですけど、それ自体、この発言をしたことは事実なんですけれども、このデータは全国のデータとなっております、区のデータではないというところでございます。

○林委員長 千代田区の……

○小枝委員 そうすると、千代田区におけるデータというのが本当はあるといいんですよ

ね。

○林委員長 ある。

○小枝委員 ある。ありますか。ある。

○林委員長 じゃあ、年金の20万円以上の方と、併せて住宅要配慮者の人数も、1桁までいかない、どれぐらいの人数規模の方がおられるのかということも言っていただけますか。すぐ分かるのかな。対象者が分からないのに、住宅の戸数が10戸でいいとか、なかなか妥当性が分からないんで。

○窪田福祉総務課長 まず、今申し上げた区の数字なんですけれども、ちょっとデータの取り方が異なっておりまして、20万円以上という数字ではないんですけれども、例えばこれは令和3年度の数字なんですけど、千代田区の高齢者の合計所得額についてということ、おおむね月収にならしますと、17万円以上の月収で暮らしている方が44%というふうな数字が出ております。

○林委員長 併せて住宅要配慮者というのは区内にどれぐらいの方がおられるのか。

○小枝委員 65歳以上だよ。

○林委員長 福祉総務課長。

○窪田福祉総務課長 申し訳ありません。ちょっと住宅要配慮者の具体的な数というのは、今、手元の数字で分かりかねるところでございますが、定義としましては、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者というのが住宅セーフティネット法の定義でございます。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 なるほど。千代田区において17万円以下が56%とおっしゃったと思うんですね。そうすると、意外と、17万円以下が56%というのは、結構多いですよ。さっきと、20の上下というところとはランクが少し違うけども、要するに半分以上がやはり、まあ年金暮らしとはそういうものだと、私たちの肌感覚でも、あんなにもう本当にエステへ行ってきれいにしていた奥様が、年金暮らしになると区営住宅とおっしゃる。そういう何というか、肌感覚でも、千代田区というのはすごくお金持ちが多いまちだと思われる反面、一定年齢を過ぎれば、そういう困窮者になるという実感はあります。

先を急ぐと思うので、要配慮者の対象人数というのは、千代田区独自にはカウントしておいたほうがいいかなというふうに思いますけれども、今ちょうどセーフティネット法も拡充され、千代田区においては住宅基本計画の策定間際ということになっておりますので、ここは、この居住支援協議会との協議も含めて、肩透かしをせずに、やはりどう拡充していくかを、数字を見える化していったほうがいいのかなというふうに思います。

高齢になって突然引っ越してくるという方もいるかもしれませんが、基本的にはやはりこの千代田区で商売し、納税し、あるいは、何というか、働き続けた方々のその後という部分もありますし、あと何かのことで障害を負った方ということもありますので、それこそ明石市だったらという言い方もあれかもしれないんですけども、やっぱりこういう状況に対してどういうふうにフィットさせていくのかという方法論は、千代田区なら生み出せるんじゃないかなというふうに思うので、あまり外側をなでるような議論ではなくて、どうにか結論を出していったほうがいいんじゃないかなと。

幾ら玉を3倍入れても、ここにも書いてあるけれども、100倍の倍率の中の3倍って

結構きついと思うんですね。なので、方法論は幾つかあると思うんです、私が考えてもあるので。なので、いつまでにこの解を出していく流れかというところを、住宅基本計画との関係で答弁を頂けたらと思います。

○山内住宅課長 今、委員おっしゃられたような内容につきましては、住宅基本計画の中でも配慮は要する部分かなというふうに考えてございますので、いろいろご検討は頂いている部分でございます。ただ、ちょっとそこの中で具体的にどうできるかというところについて、細かい数字まではちょっと落とし込むような、計画の中なのでそこまでなってございませんので、またそこについては、私どものほうで実際に運用する中で、どういうふうにしていけばいいか研究してまいりたいというふうに思います。

○小枝委員 研究している場合じゃない。すみません。姿勢の問題ってあると思うんですよね。私、昔、中央区の副区長さん、今、多分まだ副区長だと思うんですけども……

○林委員長 吉田さん。

○小枝委員 その人と討論というか対談というのをやったことがあるんですけども、そのときに、都市再生に関する議論だったんですけども、中央区の側が胸を張って言われたのは、中央区は激しく開発もするが、誰一人として取り残さない。つまり借家人でも取り残さないために、最後まで家賃補助をやり続ける。そういうストックを持っているというふうに胸を張られたんですね。

千代田区もやっぱりそういう姿勢というものを持ったときに、少なくともこの居住安定支援家賃助成が5万円で5年間、じゃあ、障害者の人は5年間でいなくなるんですかというか、意味が分からないんですね。やっていることは姿勢はあるんでしょうけれども、結論、つまり暮らしている側の、最後までちゃんと保証しますという、結果に対する帳尻が全然合っていないというところで、現在でも中央区がそうなっているかどうかは分からないんですけども、確認いただくとともに、仮にどうであったとしても、千代田区として、こういう一人一人のこの暮らしというか、非常にこれはある意味いい政策型の陳情だと思うんですね。何か言われたら、聞かないという態度で行くのではなくて、こういう政策提案型の内容については、住宅基本計画策定に当たって、しっかりと結論を出していくという姿勢を聞ければ、細かいことに入っていかなくて済むんですけども、どうでしょうか。

○山内住宅課長 そういった制度につきましては、どういった内容がいいのかというのは、もちろんいろいろと検討してまいらなければならないというところはございます。ですので、そこについては住宅基本計画の中でも十分議論のほうを行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○林委員長 あの、課長、さっきも確認した。要は対象者が分からないですよね。それなのに、令和7年度の予算で、どうして月額5万円の上限で5年間ですとか、優先入居住宅10戸とかと、この妥当性がなかなか見えてこないんですよ、対象者が5,000人もいるんだったら、少ないよねとなりますけど、千代田区内に住宅要配慮者がもしかしたら30人ぐらいだとしたら、もう十二分ですよと。これはもうこれ以上要らないよねという形になるんで、数値の予算の組立て根拠というのは、対象者何人ベースで5万とか出してきたんですかね。新年度予算でもいいんですけど。従前どおりというんだったら、従前どおりでいいですから、委員会のほうでまとめて、来年度予算編成に向けて、対象者のとこ

ろにちゃんと届くような助成の対象とか金額とかというのを言わなくちゃいけないですし、そこは、積算根拠というのはどうなっているのかなと。5年間で12件で月5万、そこまでは分かりましたと、新規1年も。ただ、求められている対象者というのが何人か分からないと、なかなか踏み込みづらいですけれども、そこは住宅基本計画を改正するときとかというのは、洗い出しは保健福祉部と連動してやられていたりするんですかね。新年度予算に限ったほうがいいのかな。どうなんだろう。

○山内住宅課長 その予算というお話でございますが、こちらにつきましては、これまでの実績等を見ながら予算のほうは立てさせていただいているものでございますので、こちらの居住安定支援家賃助成でございますが、全部の方にとということではなくて、居住継続が困難となった方ということになってございますので、いわゆる住宅確保要配慮者と言われる方全員という形ではないということでございます。ですので、そういった形で予算のほうは計上させていただいたものでございます。

○林委員長 何かあんまり。

どうぞ、はやお委員。

○はやお委員 結局、積算根拠というエビデンスなんですよ。今確かにそういうのをおっしゃるんですけど、全体が幾らで、実質的に何%をこうすることで計算しておりますので、だからこの予算というのがそういう妥当性ということになるんだと思うんです。でも、ただ、今まで実績としてもと言うのであれば、何をもってその実績が数値として出されていたのかという、基礎データが何なのかが分からないから、話があっちへ行ったりこっちへ行ったり、こっちの議会のほうも委員会のほうもなっちゃうんですよ。どういうふうにやって、計算根拠としてこういうふうな数で、そして、だけれども何%ぐらいとか、もしくは、これが数が妥当なんですよという、それなりに根拠を持って、定性的なことだと根拠を持ったのであれば、それを説明していただかないと、全て計量的な、定量的なものではないだろうと思うので。

○山内住宅課長 こちらの居住安定支援家賃助成でございますが、おおよそ経年で20件程度、毎年助成のほうを行っているものでございます。ですので、そういった形で予算のほうは組み立てさせていただいております。

○はやお委員 実績ベースということ。じゃあ、もうちょっと。20件ということが実績ベースで申請があり、それを使っているからということですか。あと、今後の拡張とかなんとかというのは、どういうふうに考えてやっている。（発言する者あり）

○林委員長 ごめん、申請。申請が20件。

○はやお委員 20件って、ちょっと。

○林委員長 対象が。

○はやお委員 対象が20件。

○林委員長 予算の積算が20件。

○はやお委員 積算が20件。それは何で。

○山内住宅課長 こちらが実績として毎年大体おおよそ20件。

○はやお委員 使われるから。

○山内住宅課長 使われておりますので、それに見合った額という形で、足りないことのないようにという形で、予算のほうは立てさせていただいております。

○はやお委員 横引きしていた……

○林委員長 春山委員。

○春山副委員長 すみません。ちょっと確認したい、数字の。先ほど12件と言ったのは、今、対象となっているものが12件だけれども、積算で20件という数字を出しているということで、間違い……。 （発言する者あり）ということですよ……

あともう一点、この事業を開始したのはいつからですか。

○林委員長 5万円の。

○春山副委員長 5万円の。

○林委員長 5万円の開始。家賃は上がっていますからね。事務事業概要を見出しちゃう。

○山内住宅課長 すみません。ちょっと正確な開始時期が分からなくて申し訳ないんですが、こちらの制度が、もともと定住支援福祉家賃助成制度というものから始まってございまして、それを住宅課でやることになった際に、居住安定支援家賃助成という形で始めたものでございます。家賃助成の額というか、こちらにつきましては、当時、制度が始まったときと同額という形でございます。あと、すみません、制度については、申し訳ありません、平成18年度から行っているものでございます。

○林委員長 平成18年。

○はやお委員 定住何とか支援というのは……

○林委員長 平成18年から月額5万円という。

○春山副委員長 5万円。

○林委員長 この制度が始まった。これ、増やすしかない……

○春山副委員長 うん。そうですね。平成18年から始めたときから、この予算の変動というのはされているんでしょうか。月額5万円と、あと件数も、ずっとこの20件という数字で積算しているということでしょうか。

○山内住宅課長 すみません。平成18年度当時のちょっと予算が今手元に、私はちょっと今持ち合わせてございませぬので、大変申し訳ないんですが、20件というのはここ何年間——五、六年ですね——はそれぐらいの数字で推移してきておりますので、その形でやっているという状況でございます。

○春山副委員長 そういった意味では、平成18年から、現在の地価の高騰、家賃の高騰というのは、全然計算されたり配慮されたりということは今まで検討されてきていないということでしょうか。

○山内住宅課長 そうですね。助成額については一定額という形で、今のところ変わっていないという状況でございますので、そういった形ではなく、一定額の助成という形でさせていただいているという状況でございます。

○林委員長 住宅課長、そうすると、下の転居一時金とかは礼金、仲介手数料は3か月分だから、平成18年度から上がっている場合には、より多くなっているわけですよ。家賃掛ける3か月だから。上限のリミットが5万でないから。で、月額の家賃だけは金額になっているからそのまま来てしまっているという制度に、今現在なっているという受け止めでよろしいですかね。

○山内住宅課長 家賃以外のものですが、転居一時金、契約更新助成、こちらにつきましては家賃の基準額というものを決めてございますので、そちらの3か月分であっ

たり1か月分であったりというような形でさせていただいてございます。

○林委員長 基準額って、ちなみに言ってください。基準額の3か月。

○春山副委員長 そうですね。基準額と基準額の見直しはされているのか。

○林委員長 うん。隣の文教委員会だと、すぐ終わったみたいだったんですけど、ここ。

○山内住宅課長 一応こちらのほうは、世帯の人数であるとか住戸の面積であるとかに応じて、幾らという形でさせていただいてございます。一番低い額ですと、1人世帯で20平米から25平米未満で、7万4,000円というのが基準額となっております。

○林委員長 で、これは変わっていない、平成18年当初から。そうだよ。多分変わっていないんだよ、7万円の。

○春山副委員長 うん、変わっていないですね。

○林委員長 分かりました。

○春山副委員長 分かってきました。

○林委員長 さて。

まだ。どうぞ、小枝委員。

○小枝委員 ぜひ、私も長屋に住んでいたとき、長屋の隣に引っ越してきた方が、国会で働いていて永田町に住んでいたんだけど、定年して年金になって収入が下がって、長屋に引っ越してきたというファミリーがいたんですけども、そのときはもうちょっと、たしか、今、年齢が65歳以上になっていたんだけど、当時は60歳だったんですよ。あと、もう少し何か優しい内容だったんですよ。何かちょこちょこっと意地悪になっていったみたいなのがあるって、いや、そんなつもりはないのかもしれないんですけど、厳しくなっていて。

副委員長が質問されたように、やっぱりこのところの、何というか月額5万円、そして5年間、このところが、例えば障害者の人にとって、今の家賃上、家賃が値上がりしている中で、物価高騰の中で、適正かということ。それから、5年年限が、生きていくというスケールの中で、これは急に所得が増えるということはないわけですよ。だから、その辺を現実可能なように見直しをかけていくということ、これは議会のほうから言えばということはあるかなというふうに思うんですけども、住宅について、今まさに住宅基本計画改定の最中だということもあるので、そういう中で、ぜひ議会のほうから申入れとか、それからそういった会議の中で、そうした議会からの申入れがあったことを協議にかけていただくということは流れとしてはどうなんでしょうか。もう既にそういった協議をしている最中なのか。

何というか、建設的に、どう考えてもそんなに予算上は増える話でも何でもありませんよ。今、区営住宅を増やしてくれと言っても、それはなかなか皆さんの考え方の中で限界がありましたですよ。ただ、部長の答弁では、リノベーションとかいろいろ、今の空き家も活用してというようなことも、分科会のやり取りの中ではあったと思うんですけども、そういうところの変化よりも、やっぱり現実、現在、何かこの陳情に向けて変えられる部分があるとすれば、居住安定支援家賃助成の中の家賃助成に関する改定というところで考えていくことはどうか。建設的なんじゃないかと思うけれども、いかがでしょうか。

○山内住宅課長 ただいま委員のほうからご意見を頂戴いたしまして、そこにつきまして

はいろいろと研究していく部分かなというふうには考えてございますので、どのようにするのが一番いいのかというのは、こちらのほうでも十分検討して、研究してまいりたいというふうに考えてございます。

○林委員長 大丈夫かな。

○桜井委員 一つ聞きたい。

○林委員長 桜井委員。

○桜井委員 国や東京都との関係は、特に住宅だとかいろんな福祉関係というのは、東京都との関係はいろいろとありますよね。当然、この千代田区だけの制度として考えられるものなのか、東京都を絡めて考えるものなのか、そこら辺の情報はあったら教えていただきたいんですが。

○山内住宅課長 最初のご説明で差し上げましたセーフティネット住宅につきましては、国の制度となっておりますので、東京都も含めて、そういった形で制度の運用を行っているものでございます。そのほかにも、東京都のほうでも都営住宅とかもございまして、そういったものでございまして、いろいろな協力はさせていただいているところでございます。

○桜井委員 この左側のページの居住安定支援家賃助成のところについては、区内区内と千代田区のこと書かれているわけなんですけども、この5万円というところなんかについても、そこら辺のところについては、特に東京都や区との関連性というか、というのはないというふうに考えてよろしいんですか。

○山内住宅課長 こちらの制度につきましては、今のところ区の独自の制度となっておりますので、そういったものはございません。

○桜井委員 そうすると、先ほど、平成18年でしたっけね、この制度がスタートしたというのは、これがスタートした発端というか、いきさつとか、ああいうものについては、特にじゃあ東京都から一律に、23区、62市区市町村で、こういう形の要配慮者に対してやろうよという東京都の呼びかけでなくて、千代田区の、何というんだ、そのときの実態、実勢というか、に鑑みて、千代田区の制度として起きてきたと、そういうふうに理解していいんですか。そうなってくると——あ、まあいいや。

○山内住宅課長 こちらの制度につきましては、今、委員がおっしゃられたように、区の独自制度として始まっているものでございます。

○桜井委員 そうなってくると、先ほども何人かの委員の方のご質問の中に関連するんですけど、千代田区の家賃の動向だとか収入だとか、そういったようなことを当然考えて、それに見合った形の助成、早く言えば5万円がいいのかどうかという、そういう話ですよ。5万円だけじゃなくて、対象者のことだとか、そういったようなところも一度立ち止まって考える。もう一度調査をして考えてみるとかいうことも当然必要になってくるんだと思いますけども、そこら辺は千代田区の中で判断できるというふうに考えてよろしいんですか。

○山内住宅課長 こちらの制度につきましては、何度も申し上げていますが、区の制度となっておりますので、区の中で、今、委員のほうからご示唆いただきましたように、調査を行って、どういうふうにしていけばいいのかというのが検討していければというようなものでなっております。

○桜井委員 はい。

○林委員長 どうですかね。皆さんの質疑がまだあればですけども、区営住宅が空いていれば、地方都市みたいにすかすかに空いていれば、困った方はすぐそちらにどうぞと、火事に遭ったり、困った方といけるんですけども、千代田区の住環境ので、なかなか区営住宅を増やすというところは、地価、土地代も含めて難しいと。ここはもう、ある分には優遇措置で、これが3倍がいいのかとなってくると、また不公平感も出るし、3倍、ここはいいですかね、特に。まだ、3倍のところは。

そうすると、公営住宅に入るまでの間の、今、桜井委員が言われた居住安定支援家賃助成と。ここのところを見直しが区独自でできるということですので、委員会として、平成18年度から始まった家賃助成の月額5万円まで、ここについて、少し家賃の実情と、この対象者のいろんなご意見を聞いた上で、少し来年度に向けて取り組んでもらうということとを委員会として執行機関に申し入れるという形が、一番陳情者にとってもよろしいかなと。

借り上げになってくると、なかなかどこを借りるんだというのが始まるんで、当面は福祉の部門の、大変申し訳ない、大変だと思うんですけど、一緒に家もきっと探すお手伝いもサポートもされているんですけども、金額が相当、平成18年からだと家賃自体が千代田の体感で上がっているのは、皆さん、千代田区に住んでいる人は体感していますので、ここの見直しを委員会として集約して申し入れるでよろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 5万円の上限の。改めて言ったほうがいい。言わなくて平気。大丈夫。じゃあ、うまくまとめて。

では、執行機関におかれましては、居住安定支援家賃助成の家賃助成、月額5万円の上限のところを、少し実情と、年度がずっと積み重なっていますので、見直していただくよう当委員会として執行機関に強く申し入れることを集約として、陳情者にお返しするという形でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございました。